

岩手県公安委員会告示第2号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、岩手県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成23年1月11日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

法人の名称	変更事項	内容		変更年月日
		変更前	変更後	
財団法人岩手県暴力団追放県民会議	法人の名称	財団法人岩手県暴力団追放県民会議	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター	平成23年1月12日
	代表者の氏名	達増 拓也	箱崎 安弘	